

匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会規則

(設置)

第1条 市は、市民の交通手段である市内循環バスの利便性の向上について協議するため、匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市内循環バスのあり方及び諸問題に関すること。
- (2) 市内循環バスの運行見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市内循環バスの利便性の向上に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、市内循環バスを利用する者及び運行に係わる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の運営に必要があると認めるときは、委員以外の者に必要な資料を提出させ、又は会議に出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議で決定した事項を文書で市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境生活課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。